

預金口座付番にかかる個人番号の利用目的の変更について

平成 29 年 9 月 25 日

淡路信用金庫

淡路信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、個人情報の保護に関する法律第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当金庫の個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので申し添えます。

※変更点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的

当金庫の個人番号の利用目的は、以下のとおりです。

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務

以上